

令和7年度国民年金システム標準化研究会
(第4回) 議事概要

日時：令和7年12月23日(火) 10:00~10:40

場所：オンライン開催

事務局設置会場：丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

【構成員】

中川 健治(座長)	株式会社E C O経営企画室 代表取締役
立石 亨	公共システム政策研究所 代表
林 友美	神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長
加藤 広司	江戸川区 健康部医療保険年金課 課長
天野 武彦	松戸市 健康医療部国保年金課 課長
小田 祥子	豊川市 福祉部保険年金課 課長補佐 (松本 謙司 豊川市 福祉部保険年金課 課長の代理出席)
古川 弘幸	筑紫野市 国保年金課 主査
荒川 剛	日本電気株式会社 住民情報システム開発統括部 主任
本園 誠	株式会社R K K C S 第1システム本部 住基部門 子育てグループ 課長
浅野 伸也	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス第一設計部 サブチーフ
三井 沙織	株式会社電算 開発本部 ソリューション1部 主幹
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャー
黒田 隆史	株式会社日立システムズ 公共情報サービス第一事業部 公共パッケージ開発第二本部 パッケージ開発第五部 第一グループ 主任技師

【オブザーバー】

津田 直彦	デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁 地方業務標準化エキスパート
下田 卓也	デジタル庁 統括官付参事官付 主査
稲垣 嘉一	総務省 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
加藤 秀和	総務省 自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 課長補佐
滝澤 光本	日本年金機構 国民年金部 国民年金管理グループ参事役
泉 雄三	日本年金機構 システム企画部 システム総合調整グループ参事役
飯野 一浩	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
島添 悟亨	厚生労働省 大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
松浦 洋平	厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐
平山 宏昌	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金自治体事務専門官
八巻 純一	厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 標準仕様書（1.5 版）について
 - (2) 改定までのスケジュール及び今後の進め方
3. 閉会

【意見交換（概要）】

1. 開会

○本日は研究会であるため市町村、事業者を含む全ての構成員とオブザーバーの皆様が出席対象となっている。出席者の氏名については議事次第 別紙 1 名簿をご確認いただき、紹介及びご挨拶は割愛させていただく。（事務局）

○また、本日は研究会につき、司会進行は座長の中川様にて進めていただく。（事務局）

○それでは、議事（1）から進める。（構成員）

2. 議事

（1）標準仕様書（1.5 版）について

○議事（1）では、意見照会の実施結果を踏まえた標準仕様書 1.5 版の最終化にあたり、最終確認及び討議させていただきたい事項をご説明する。適宜、資料 3 の標準仕様書 1.5 版案をご参照いただきたい。（事務局）

○まず、資料 1 の意見照会実施結果の全体概要についてご説明する。下期での意見照会では、全 1,741 市町村及び 6 事業者のうち、458 市町村及び 2 事業者より回答を受領した。そのうち、35 団体から 89 件のご意見をいただき、ご意見を精査した結果、討議事項 18 件、指摘事項 71 件に分類した。（事務局）

○続いて、資料 2 に移り、改定方針一覧についてご説明する。意見照会を実施した結果、6 点の改定方針の見直しが必要と判断した。うち、討議①～④の 4 点についてご確認をお願いする。その他の事項については第 3 回研究会で合意した改定案のとおりに進める方針である。（事務局）

○改定方針の討議事項 4 点についてご説明する。1 点目及び 2 点目は特定親族特別控除に伴う機能要件及び帳票詳細要件の適合基準日変更である。特定親族特別控除以外の要件は令和 8 年 4 月 1 日までに適合すべきだが、今回の改定（案）適合基準日の記載では、令和 8 年 4 月 1 日以降の適合でも問題ないように読み取れるとのご意見をいただいた。特定親族特別控除の創設による影響を受ける機能のみ制度施行日後の適用も許容することを意図しているため、ご意見を踏まえ、意見照会時の案に「令和 8 年 4 月 1 日 特定親族特別控除に係る機能については、」を追加する方針としたい。ただし、「6.3 所得情報提供（年金生活者支援給付金）」に関する機能要件については、日本年金機構から年次で依頼される所得情報提供に必要な機能であり、令和 8 年度以降は特定親族特別控除額を含む所得情報の収録が必要となるため、事務局案どおりとする。なお、標準仕様書内に「市町村」と「市区町村」の表記揺れがあったことから、今般の見直しとあわせて適合基準日の記載を「市区町村」に統一している。（事務局）

○3点目は、システム印字項目「特定親族特別」の備考欄への追記である。改定対象の帳票については、過年度分（令和7年度以前）の帳票出力時も改定後の帳票（特定親族特別控除を追加した様式）での出力でよいかとのご意見をいただいた。ご意見に対しては、新様式を用いて令和6年以前の年に係る所得情報を作成、印字・出力をすることは差し支えないという回答になるが、その場合は「特定親族特別控除」の額を空欄とする対応にて、帳票詳細要件の備考欄に「令和6年以前の年に係る所得の場合は、空欄とする」と記載する方針としたい。なお、特定親族特別控除額が制度上存在しない年の所得情報を参照する場合、基本データリストのデータ項目ID:02601040「特定親族特別控除額_計算値」は空欄での出力を想定しており、令和8年2月に予定しているデータ要件・連携要件の改定にて当該データ項目のデータ出力条件は「必須」から「任意」に修正される予定であることをデジタル庁に確認済みである。（事務局）

○4点目は、帳票詳細要件のシステム印字項目「バーコード」の仕様変更である。日本年金機構より、一部の市町村から届出があった国民年金被保険者関係届書のバーコードのサイズが小さいため、事務センターでの読み取りができないと報告があった。報告内容を踏まえ、バーコードの読み取りは、帳票レイアウトで示されたサイズであれば可能であるため、帳票詳細要件のシステム印字項目のバーコードに関する記載欄（備考（印字編集条件など））から、大きさを指定する文言を削除する方針としたい。（事務局）

○続いて、標準仕様書1.5版案の確認事項についてご説明する。「国民年金保険料免除・納付猶予申請（市町村確認書）」及び「国民年金保険料学生納付特例申請（市町村確認書）」の帳票レイアウト変更について、「※ 純損失および雑損失 III」と「⑦地方税法附則第6条第4項の免除に係る所得額」の記入欄の番号が重複しているのご意見をいただいたため、「※ 純損失および雑損失 III」の番号を④⑤⑥⑦に修正している。その他の帳票レイアウト変更については、意見照会にて特段のご意見がなかったため、事務局案どおり改定する。（事務局）

○続いて、標準仕様書1.5版案最終化に向けたその他対応事項についてご説明する。標準仕様書1.5版の公表に向けて、標準仕様書（本紙）、ツリー図・業務フロー、機能・帳票要件において、誤記の訂正及び表記の統一を実施している。表記の統一については大きく4点あり、1点目が「日本年金機構」「年金機構」「機構」と表記揺れがあったことから「日本年金機構」へ統一している。2点目も同様に「市区町村」「市町村」「地方自治体」と表記揺れがあったことから標準仕様書（本紙）の定義に合わせ「市区町村」に統一している。なお、法律、標準化基本方針、標準仕様書等の名称及び表記に加え、帳票名、システム印字項目のほか、個人住民税から連携される市町村民税情報などのデータ要件・連携要件標準仕様書に定義されているデータ項目は対象外として、そのままの名称で定義している。3点目は国民年金業務の事務名について、標準仕様書（本紙）、ツリー図・業務フロー及び機能・帳票要件での表記を統一している。なお、表記の統一を行うことにより機能の解釈に影響を及ぼす可能性がある事務名は対象外としている。4点目は「住記システム」の表記を「住民記録システム」へ統一している。（事務局）

○議事（1）の資料1について、ご意見があれば伺いたい。（構成員）

○今回の意見照会では、回答提出率が26.3%に留まっているが、過去の意見照会と比較し、回答提出率が高いのか、低いのかご教示いただきたい。また、7割強の市町村は意見が無いのではなく、回答そのものを提出していないことから、意見照会に求められる機能及び実施効果が十分で

ないと考える。構成員として議論に参加していない市町村は、内容の理解が難しい可能性がある。回答提出率が低かったことについては、課題として捉えていただきたい。（構成員）

○上期の意見照会では約 500 市町村から回答があったため、回答提出率は低下している。また、課題としてご提言いただいた内容は承知した。（事務局）

○議事（1）の資料 2 について、ご意見があれば伺いたい。（構成員）

○討議事項 3 点目について、「特定親族特別」の備考欄に「令和 6 年以前の年に係る所得の場合は、空欄とする」を記載する方針となっているが、備考欄は様式内のどの箇所を指しているのかご教示いただきたい。（構成員）

○備考欄は帳票詳細要件の「備考（印字編集条件など）」を指している。（事務局）

○新様式を用いて令和 6 年以前の年に係る所得情報を作成、印字・出力する場合、「特定親族特別」の行が記載されていても構わないが、「特定親族特別」の欄は空欄とする認識でよいか。（構成員）

○ご認識のとおりである。（事務局）

○討議事項 4 点目について、標準仕様書 1.5 版の改定日は、令和 8 年 1 月末であるが、バーコードが読み取れなくても日本年金機構では受付処理が実施できているため、各ベンダーのシステムが対応でき次第、帳票レイアウトを参考にしたバーコードサイズに変更できれば構わないという認識でよいか。なお、帳票レイアウトのバーコードのサイズは、縦 12mm 程度、横 40mm 程度であり、標準仕様書 1.4 版の帳票詳細要件で指定されているサイズとは異なる。（構成員）

○バーコードのサイズが小さく読み取れない場合であっても、日本年金機構で受付は可能である。標準仕様書 1.4 版の帳票詳細要件にてお示ししているサイズで既に移行を進められている場合は、本改定案でお示ししている適合基準日までの対応をお願いしたい。受付に関しては研究会後、日本年金機構に確認した上で改めて報告する。（オブザーバー）

（2）改定までのスケジュール及び今後の進め方

○改定までのスケジュールについてご説明する。本日の第 4 回研究会で意見照会を踏まえ作成した標準仕様書改定案を最終確認し、標準仕様書 1.5 版を 1 月末に公表する予定である。（事務局）

○続いて、今後の進め方についてご説明する。2026 年 1 月以降は、1 月末の標準仕様書の公表と並行して、個別検討課題の検討を行い、3 月上旬に第 5 回研究会の開催を予定している。（事務局）

○議事（2）についてご意見があれば伺いたい。（構成員）

○令和 7 年度全体スケジュールの 8 月と 1 月に領域間調整と記載があるが、領域間調整とはどういった調整なのか、8 月の領域間調整ではどのようなことを実施され、1 月の領域間調整では何を調整する予定なのか、ご教示いただきたい。（構成員）

○領域間調整とは、他事務の標準仕様書との調整を指しており、特定親族特別控除に係るところでは個人住民税システムとの連携を調整している。8 月は領域間調整を実施しておらず、1 月も調整を実施する予定はない。（事務局）

3. 閉会

○数点ご案内させていただく。1 点目、本日のご議論等を踏まえて資料の更新を行うものは、改

めてご提示させていただく。2点目、議事概要に関しては後日連携させていただく。3点目、検討事項のとりまとめに際しても、構成員の方々へお問い合わせさせていただくことが有り得るが引き続きご協力いただきたい。4点目、とりまとめた結果に基づき、国民年金システム標準仕様書 1.5 版を最終化し、1月末に厚生労働省より公表するスケジュールで準備を進める。(事務局)

以上